

## 6 . 学校の本来的機能としての養護機能

藤田 和也

はじめに

子どもの健康を守り育てる役割を担う養護教諭は、今や日本の学校には欠かすことのできない存在となっている。学校現場で子どもを語る時、養護教諭がとらえた子どもの実態を抜きにしては子どもの現状を正確にとらえきれない、と他の教師たちが感じるほどに養護教諭の子ども把握は職場に欠かせなくなっている。

また、自分のクラスの子どもの抱えた問題（心身や人間関係上のトラブル）の解決と自立の援助を養護教諭との連携なしにはできないことを痛感した経験をもつ学級担任も少なくないはずである。さらに、子どもの健康上の問題や子育ての困難を抱えた父母が養護教諭に相談を持ちかけることも多くなっている。

しかしながら、養護教諭の存在と役割が教職員をはじめ父母や一般の人々に認識されるようになったのは、せいぜいこの 20 年あまりのことである。この背景には、子どもの健康問題の質的变化や発達上のトラブルの深刻化があるが、むしろ養護教諭自身の実践的努力によって子どもたちの抱える問題の解決と発達援助に大きな役割を果たすようになってきたことが決定的に重要な要因であるといえる。

ところで、このような学校における子どもの健康を守り育てる機能（養護機能）は、この 20 年ほどの養護教諭の活躍によって初めて生み出されてきたのではなく、その歴史はもっと古い。少なくとも養護教諭がその機能を体現するようになったのはその前身である学校看護婦の時代（明治末期～昭和初期）であり、さらにその源流は学校看護婦の登場以前、すなわち明治初期の近代学校成立期にまでさかのぼる。小論の表題はじつはこの一連の歴史的事実を根拠に立てたものであるが、そういえるゆえんを学校保健の歴史の素描と学校の機能をめぐる先達の若干の議論の整理を通して

確かめ、今日、その機能を中心に担うようになった養護教諭の存在意味と学校の養護機能の今後のあり方を考えることにしたい。

なお、本稿では、学校において健康への配慮や世話（ヘルスケア）をしつつ、それを通して子どもの発達を促し、援助していく営みを、養護と規定する。したがって、養護とは単純に子どもの健康保護のみを意味せず、発達を促し、援助するというある種の教育的働きかけがなされることを含意しており、いわば保護と養育を含んだ概念であることを確認しておく。また、従来、学校においてこうした養護の機能を担う活動分野を学校保健（第二次大戦前は学校衛生）と称してきたので、本稿でもこれらの語を使用する。

### ・学校の養護機能に対する自覚の歩み

学校現場の実践的（養生的衛生への）自覚

学校保健史においては、学校衛生の成立期は、文部省に学校衛生顧問会議が置かれ、そこでさまざまな学校衛生施策が具体化された 1897（M30）年前後、というのが定説であるが、それは中央行政レベルの制度的成立であって、実際に学校現場において子どもの健康や衛生への配慮を自覚的に始めるのはもっと早い。最近の研究によれば\*1、明治政府が 1872（M5）年に「学制」を公布して間もなく、学校現場や地方行政レベルでは、学校における子どもの健康や校舎等の衛生についての指導や配慮がなされていたことが明らかになっている。

たとえば、東京開成学校においては、生徒の飲食、食事後の勉強・運動、勉強時の姿勢、目の保護のための光線注意、身体の清潔、運動、衣類と健康など、養生法に基づく指導がなされたという実践報告「生徒養生ノ法」が『文部省雑誌』（1873.3）に掲載されているという。また、1876

(M9)年には、東京府で開かれた「第一大学区府県教育議会」において提出された成議案には、「生徒養成の議」として、生徒の衛生摂養に注意すべきことや、換気、室内温度、過度の運動、姿勢などに対する注意を払うべきことを掲げ、「小学校建築法の議」として、校地が生徒の健康に害なく、風通しのよい場所を選定すべきこと、教場の採光・暖房などへの配慮が必要なことをうたっているという。その他の主だった動きは別掲の略年譜を参照いただくことにして、明治初期の、すなわち日本の近代学校のほぼ発足当初から学校現場では、衛生への配慮や健康指導の必要性に対する自覚が芽ばえていたということができる。

文部行政の制度的自覚（学校衛生制度の成立）

文部省が学校衛生関係の制度を整備するのはその約20年後、先述の1897年前後である。まず、1891(M24)年に、当時東京帝国大学医学部の大学院で小児医学を専攻していた三島通良が文部省の「学校衛生事項取調」として任命され、彼は全国をまわって学校の衛生状態と子どもの健康について実態調査を開始する。この精力的な調査結果をもとに、三島が当時の学校の現状を「後天の病体奇形製造所」と喝破したことはよく知られるところであるが、こうした調査をもとにその後三島は学校衛生制度の整備を始める。そして年譜に見るように、1897~8(M30~31)年にかけて、学校清潔法、身体検査規定、学校医、学校伝染病予防法など、一連の制度整備を行う。この整備は、学校医を中心に学校内の環境や教育活動に対する衛生的・医学的な助言と監視を行うという性格をおびるものとなった。

養護を中心的に担う職種の必要性を自覚（学校看護婦の誕生と拡大）

日露戦争が勃発する前年(1903・M36)、先の学校衛生制度の整備に重要な役割を果たした「学校衛生顧問会議」や「学校衛生主事」が廃止され、文部省学校衛生課も廃止されるなど、中央レベルの学校衛生行政は後退を余儀なくされるが、他方学校現場では、1900年代初頭から1920年代前半(明治末期から大正期)にかけて、日露戦争、第

一次世界大戦と戦争がつづくなかで、不況も相まって国民が疲弊し、子どもたちの健康状態も悪化する。とくに、日清・日露の戦役によって大陸から持ち帰られたという眼病・トラホームの流行が猖獗を極める。そして、子どもたちの間に広がったトラホームの洗眼治療が主要な動因となって、しだいに各地の学校に学校看護婦が置かれるようになる。学校看護婦の誕生と配置拡大の様子は年譜のとおりであるが、注目すべきは、この動向が中央の教育行政による制度的整備ではなく、各地の学校現場において子どもたちの健康実態から必要に迫られて配置され、広がっていったという事実である。学校現場と地域の教育行政が、子どもの衛生上の治療や処置と衛生指導(すなわち養護)を中心的に担う職種(学校看護婦)の必要性を自覚していった時期であるということができる。

養護を担う教員の制度的承認(学校看護婦を養護訓導として職制化)

先の年譜に見るように、1920年代から30年代(大正末期から昭和初期)にかけて学校看護婦が各地に配置されるようになり、その数は年を追って増えていく。1922年に112名であったのが、わずかその7年後には1,438名と10倍余りにまで急増し、さらに養護訓導の制度化直前(1940年)には5,900名を越えていたという。学校看護婦のこのような急速な実態化は、学校現場や地方教育行政において養護を担当する専任スタッフの必要性の自覚が急速に広がったことを意味している。こうした広がりに伴って、学校看護婦たち自身が自らの職務の不分明さや身分の不安定さを改善するために職制化運動を生み出すようになる。そして、第二次世界大戦の戦時体制下の1941(S16)年に、壮健な兵力と衛生訓練の必要という国家的要請とも相まって、国レベルの制度的承認(養護訓導としての職制化)がなされる。こうして学校看護婦は養護訓導という教員の一員として制度化され、さらに大戦後の学校教育法において養護教諭という名称規定と「養護を司る」という任務規定がなされる。これが日本独特の制度として今日の発展につながっていくことになる。

養護教諭の職務についての自問と模索  
1947年の学校教育法において養護が位置づけられたものの、養護教諭の学校現場における位置づけやその職務については必ずしも十分ではなく、

戦後しばらく(少なくとも10数年)は職場における差別的扱いや職務の未確立に悩みながら、自らの役割への自問と模索が続く。

---

(資料) 学校の養護機能に対する自覚の歩み(略年譜)

### 1. 学校現場の「養生的衛生」への自覚

- 1873(M 6) 東京開成学校が『文部省雑誌』に「生徒養生の法」の実践報告
- 1874(M 7) D.モルレーが一つ橋官学校の事情についての論説で、「生徒ノ便利及ヒ健康モ尚一層保護ヲ加フヘク」と提言。
- 1875(M 8) 岩倉欧州使節団の一員・長与専斉が hygiene に「衛生」の語を充て、初めて使用。内務省に衛生局を設置(長与専斉が初代局長)。
- 1876(M 9) 東京府「第一大學区府県教育議会成議案」に衛生的な校舎規定(「小学校建築法ノ議」)や生徒の健康への配慮(「生徒養生ノ議」)。
- 1878(M11)・モルレーの東京府下公立学校巡視報告で、学校の環境(校舎、教室、机席等)が子どもの健康を害さないようにとの注意。
  - ・文部省書記官・西村茂樹の岩手・青森2県の学事巡視功程で「生徒ノ知識品行健康ヲ進マシムル」「小学校ノ建築ハ専ラ授業ノ便利生徒ノ健全等ニ注意スヘキ」
  - ・体操伝習所開設、伝習所教師 G.リーランド「体操ハ・・・健康ヲ保タシムルノ一途ニアルノミ」
- 1879(M12) 石川県学区取締・野村彦四郎の「学校教育注意件」で、教授衛生(教室内の換気、休憩時間の必要、姿勢などへの配慮)の必要を説く。
- 1880(M13) 大河本聴松『学校衛生論』(ドイツの Dr.グロースの学校衛生論の翻訳)
- 1881(M14) 文部省「小学校教員心得」(教授衛生的視点を含む)を制定。
- 1883(M16) 松山誠二『学校衛生論』(医師であり教育家。欧米の学校衛生論を参照しつつ養生論を組み込みながら独自に論述)

### 2. 文部行政の制度的自覚(学校衛生制度の成立)

- 1891(M24) 文部省に「学校衛生事項取調」(三島通良)を配置。全国の学校の衛生と子どもの健康についての実態調査開始。
- 1894(M27) 訓令「小学校における体育及び衛生について」(体育・衛生に関する初の法令)
- 1896(M29) 文部省に学校衛生顧問会議・学校衛生主事を設置。
- 1897(M30) 訓令「学校清潔法」、訓令「学生生徒及び幼児の身体検査規定」
- 1898(M31) 勅令「公立学校に学校医を置くの件」、「学校幼稚園伝染病予防及び消毒方法」制定

### 3. 養護を中心的に担う職種の必要性の自覚(学校看護婦の誕生と拡大)

- 1904(M37) 福岡女子師範学校附属小学校の寄宿舎に看護婦配置。
- 1905(M38) 岐阜県羽島郡の2小学校で看護婦を採用(トラホーム洗眼)
- 1909(M42) 岐阜県京町小学校に学校看護婦(広瀬ます)の専任配置(学校看護婦第1号と呼ばれている)。

- 1913(T 2) 学校衛生協会設立
- 1914(T 4) 『日本学校衛生誌』発刊
- 1916(T 5) 文部省内に学校衛生会設置
- 1921(T10) 東京市、学校看護婦 4 名配置
- 1922(T11) ・大阪市北区済美学区 6 校に 1 校 1 名の学校看護婦を配置。  
 ・日本赤十字より 2 名の看護婦を文部省に派遣（東京女子高等師範学校の附属小学校と幼稚園に配属）
- 1922(T11) 学校看護婦全国に 112 名（学校衛生調査）
- 1924(T13) 大阪市学校衛生婦会設立
- 1928(S 3) 東京市学校衛生婦会設立
- 1929(S 4) ・第 1 回全国学校看護婦大会（152 名参加）  
 ・文部省訓令「学校看護婦二関スル件」  
 ・全国の学校看護婦数 1,438 名
- 4．養護を担う教員の制度的承認（学校看護婦を養護訓導として職制化）
- 1929(S 4) ・第 1 回全国学校看護婦大会で東京代表が職務制定の要望を発言  
 ・訓令「学校看護婦二関スル件」（初めて公式に職務を規定。「臨床看護婦とは異なり、一種の教育施設の中で保健養護の業務に従事する。」）  
 ・学校看護婦数 1,438 名
- 1932(S 7) 第 4 回全国学校看護婦大会で職制化運動の全国的高まり
- 1933(S 8) 学校看護婦数 2,400 名
- 1936(S11) 全国学校看護婦協議会（岐阜市）で「学校衛生婦職制促進連盟」を結成。
- 1940(S15) 学校看護婦数 5,900 名を越える。
- 1941(S16) 国民学校令により養護訓導として職制化。
- 1942(S17) 文部省訓令「養護訓導執務要項」
- 1947(S22) 学校教育法制定（養護教諭の設置規定）
- 5．養護教諭の役割の模索
- < 全国に養護教員組織、役割を模索 >
- 1947(S22) 養護教諭数 5,547 名
- 1948(S23) 第 1 回全国養護教員協議大会  
 『健康教室』（東山書房）創刊  
 文部省「中等学校保健計画実施要領」発行（養護教諭の職務 16 項を規定）
- 1949～'54 各地に養護教諭養成所開設（'48 宮城県、'49 山形県、岩手県、'50 北海道、'52 愛知県、'54 埼玉県）
- 1953(S28) 第 1 回日教組養護教員部総会
- 1955(S30) 第 5 回学校保健大会で養護教員の職務内容を検討。
- 1957(S32) 第 1 回全国養護教員研究協議会。日本学校保健会・養護教員部会発足
- 1958(S33) 「学校保健法」公布。養護教諭の職務、いわゆる 16 項目による行政指導すすむ。養護教諭数 9,498 名、養護助教諭数 1,156 名
- < 養護教諭職務の实践的・研究的模索 >

- 1960(S35) 東京に養護教諭サークル誕生し、その後各地に誕生（実践的模索）。
- 1961(S36) 日教組教研・学校保健分科会設置。  
第1回日教組養護教員部研究集会開催
- 1962～'63 養護教諭の職務内容研究が盛ん('62～'63日教組養護職員部職務内容研究会の報告書、『学校保健研究』や『健康教室』等で特集)
- 1962～'69 各地の国立大学に養護教諭養成課程('62茨城大・金沢大・愛知学大・岡山大・熊本大、'63山形大・神戸大・徳島大)および養護教諭養成所('65北海道教育大・岡山大、'66弘前大・大阪教育大・熊本大、'67茨城大・愛知教育大・徳島大、'69千葉大)を設置。
- 1967(S42) 日本学校保健会の養護教員部が解散。「全国養護教員研究会」発足
6. 養護教諭の役割自覚の芽ばえ
- 1970(S45) 東京養護教諭サークル「芽の会」が『わたしたちの養護教諭論』発刊
- 1971(S46) 全国養護教諭サークル協議会結成、第1回研究集会  
全国養護教員連絡研究協議会（各県組織の連絡機関として）発足
- 1977(S52) 全国養護教員会（全国組織）発足

（第二次大戦後の養護教諭の歩みについては、作業半ばのため、年表の完成も含めて今後の宿題とする。）

## ・学校の福祉的機能をめぐる議論

### 1. 城丸・堀尾論争

学校における養護機能を考える上で、学校の機能全体をどうとらえるかは大きな問題である。それいかんによって養護機能の位置づけが大きく異なるからである。事実、これまでの学校の機能をめぐる議論のなかでも、子どもの健康保護や福祉にかかわる機能の位置づけをめぐってはいくつかの異なる見解が出されており、今なお議論が未整理のままにある。

その議論の一つに、城丸章夫と堀尾輝久による学校の機能をめぐるそれがある。本稿には両氏の「学校の機能」論全体に言及する余裕がないので、そのうちの福祉的機能の位置づけをめぐる議論のみを抽出整理してみたい。

城丸は、雑誌『教育』1973年9月号の「学校とはなにか」の論稿で、「義務教育制度が、児童労働の禁止と見合って発展させられてきたという歴史的事実」は、「義務教育制度そのものが、福祉政策の一環として位置づけられていなければならないことを意味」し、「学校が福祉施設の種類として、

とりわけ、子ども預かり所としての特質をもつものとしてとらえねばならないことを意味する」とし、福祉的機能を学校の本来の機能としてとらえる必要を論じている。

つづいて氏は、翌年の『現代と思想』(1974.6)でのシンポジウム「現代における学校の意義と役割」における報告でも、近代学校のもつ3側面の一つに学校の福祉機能があり、学校的人格形成機能とのかかわりにおいてこの福祉機能を考えなければならないと提起する。

これに対し、堀尾は、このシンポジウムの討論において、学校的人格形成機能について「学校の福祉的機能ということのなかで説明することが適当かどうか」という疑問を呈しながら、「給食の問題、健康の問題、そして安全の問題は、・・・子どもたちの生命とその発達の基礎を保障するということが必要」ではあるが、「それは当面の必要なのか、学校の本来の機能なのか」というような分節的な説明が必要であること、また、学校の主要任務は何かということになると、「文化伝達による発達保障と自主的・自治的諸活動による民主的人格の形成」という二つの軸で考えていく必要がある、

と提起する。

さらに氏は、その翌年、『科学と思想』(1975.4)において、近代学校の性格を検討しながら現代学校の任務についてかなり詳細な検討を加えた論稿「現代における学校の社会的機能」を書く。ここでは、現代学校の任務は「教養の形成、そして将来の職業選択能力が自主的にできるような、能力と見とおしをつけていく、さらに、創造的ないし自発的社会統制に見合った自治能力を育てる」ところにあるとする、「学校の主要任務」論を展開する。そして、学校の福祉機能にかかわって次のような議論を付加している。\*2

教育と福祉の統一という問題については、「教育の任務と福祉の任務の区別と統一」が重要で、それは「学校が福祉機能をそのまま背負い込むことを必ずしも意味しない」。「学校での健康やあるいは安全についての配慮、医療の問題だとか、給食の問題だとか、そういった問題は現在も引き受けているし、そういう機能はやはり引き受けつづけるをえない。・・・これらは現在の過渡期における学校で、変革を担おうとする教師が、どうしても引き受けざるをえない任務として考えるべきだろう」。

この両者の福祉的機能の位置づけにはかなりの開きがある。城丸は、学校の福祉的機能は近代学校以来の本来的機能であると考え、堀尾は、それはむしろ過渡的の任務であって学校の主要任務ではないと主張する。両氏の議論の詳細な検討は紙幅の関係で割愛するが、本稿の後の議論のために、少なくとも次の二点に言及しておきたい。

一つは、そもそも両氏のこの違いは近代学校の性格をどうとらえるかの違いに起因しているように思われる。城丸は、先にふれたように、義務教育制度の成立は学校が一定の福祉機能をもつことを前提しており、今日も基本的にその機能を引き継いでいるととらえるのに対し、堀尾は、学校の任務はなによりも文化の再組織とその伝達、それによる子どもの発達の保障というところにあり、「それが近代学校がそうであろうと考えてきた理念につながる」とする。したがって、この議論を取

束させるには、近代学校の性格をどうとらえるかの再整理が必要である。

いま一つは、両氏の福祉機能の位置づけにかかわって、城丸の福祉機能論では、学校がそれを具体的にどこまで担うのかを明確にして議論する必要があるし、福祉機能と教育機能との関連をもう少し突っ込んで整理する必要がある。他方、堀尾の主要任務論では、健康や安全、給食などの任務が学校の主要任務ではなく、かつ過渡的の任務であるというのなら、主要任務ではない任務は果たして不要なのか(主要ではなくても不可欠なものがあるのではないか)過渡的というが果たしてそれらを必要としない時代(状態)が来る(ありうる)のか、という疑問が残る。\*3

## 2. 両氏の議論をどうひきとるか

養護機能を学校の機能とのかかわりでどのように理解し、位置づけるかを考えている筆者にとって、この相違は決定的である。筆者の立場からすれば、もちろん城丸の立論に賛同するものであるが、筆者なりにこの議論に参入するためには、次の三点の作業が必要であると考えている。その一つは、先にもふれたように、近代学校の性格をどうとらえ、それらが現代の学校にどのように引き継がれているかを明らかにすること、二つには、学校の機能を規定する場合のその方法上の問題を整理する必要があること、三つには、子どもの健康や安全にかかわって実際に学校がどのような役割を果たしているか、また果たしてきたのかを明らかにすることである。この三つの詳細な展開は本稿の任ではないが、前二者についてここで筆者の見解を要約的に述べ、三つめについては先の歴史を踏まえて、次節で若干の整理をしたい。

近代学校の性格をどうとらえるかについては、次の三つの性格を押さえるべきであると考えている。一つは、堀尾をはじめ多くが認めるように、「無知は差別を生む」という近代市民の自覚や一定の知識・技術をもった労働力の確保という支配層の意図などによって学校に期待された「知識学校としての性格」、二つには、ヨーロッパではマニ

ファクチャー時代の子どもたちを道徳的退廃から守ることを意図していた慈善学校や日曜学校がもっていた「徳育学校としての性格」の継承（日本の明治以降の学校では養生論的教育心性（中内敏夫）による徳育重視）三つには、城丸氏の言うところの、幼少年労働の禁止をうたった工場法の成立との見合いで義務教育制度が発展してきたという歴史的事情から生み出された「子ども預かり所的性格」である。この三つめの性格について付言すれば、「義務教育制度の成立は、その社会において一定年齢段階の子どもが家庭や地域の生活から離れて、こぞって学校で生活するという事態を生み出す。このような事態は、学校が家庭や地域から子どもを預かるという性格を帯びることを不可避にする。しかも、この事態は、義務教育制度という優れて社会的な制度によって作り出された社会的象徴であるため、学校が子どもを預かるというという側面も社会的性格を帯び、社会的機能としての意味合いをもつことになる。」\*4 結論すれば、義務教育制度の成立によって学校に「子どもの社会的保護」機能が付与されたといえる。

学校の機能を規定する方法については、藤岡貞彦が教育の本質規定のしかたにかかわって提起する「目的的规定と社会的規定の統一」\*5 という視点が示唆的である。すなわち、学校がその対象である子どもに対して直接責任を負っている側面（任務）を明らかにする目的的规定のしかたと、学校が社会に対して果たしている責任の側面（役割）を明らかにする社会的規定のしかたとを統一してその本質をとらえる方法である。藤岡はその両者を統一することによって本質規定がどのように収束されるのかについては言及していないが、筆者は、前者を任務規定、後者を役割規定とし、その統一は「子どもに対して直接責任を負っている任務を果たすことを通して社会に対して（間接的に）果たしている役割」としてとらえることができると考えている。

すなわち、学校が子どもたちに対して直接責任を負っている基本的任務として、次の3点をあげ

ることができる。一つは、子どもたちが人類の文化遺産（科学、技術、文芸等）の基礎を身につけることを保障することである。これを勝田や堀尾がいうように、「文化的能力（教養）の形成」と呼ぶこともできる。二つは、子どもが社会のなかでその形成者として必要な素養と徳性を身につけることを保障することである。これを「社会的能力と徳性の育成」と呼ぶことができる。あるいは、堀尾のいうように、自治的能力の育成と呼んでもよい。三つは、子どもの心身の健康と発育を保障することである。学校が父母や地域から子どもを預かる以上、子どもの生命の安全と健康を保障することは不可欠の前提的任務である。

他方、学校は、子どもたちに対する上記のような任務を遂行することを通して、社会に対して次のような役割を果たしているといえることができる。一つは、子どもたちに人類の文化遺産の基礎を身につけさせることを通して、次世代に文化を伝達する役割（文化の継承と発展）を果たしている。二つには、子どもたちの社会的能力と徳性（自治的能力）の育成を通して、次の社会の担い手を育てている（次世代の養成）。換言すれば、「平和的な国家及び社会の形成者」（教育基本法）の育成であり、勝田のいう「学校の創造的社会的統制」の機能である。三つは、直接子どもの健康と発育を保障することを通して、子どもの社会的保護の役割を果たしている。

## ・学校保健の機能と養護教諭の役割

### 1. 学校保健の機能

筆者は、学校保健の機能を次の3つでとらえている。\*6

#### 健康保護と発育保障

健康・発育状況の把握、問題の早期発見と適切な処置、衛生・安全の維持などを通して、学校における子どもの健康を守り、発育を促す。

#### 学習条件の整備と就学保障

学習環境の整備、学校における生活時間構

成、就学受け入れ条件の整備などの保健面から就学と学習を保障する。

健康についての学習保障

保健授業、保健指導、保健自治活動などを通して、保健の科学的認識や実践能力、さらには保健自治能力を育てる。

の健康保護と発育保障という機能は、歴史的にも学校保健が永々として担ってきたもっとも基本的な機能である。また、先に述べたように、学校の機能のうち最も基本的（というより前提的）な機能であり、学校保健はこの機能を全面的に担っているということができる。

の学習条件の整備と就学保障は、子どもたちが学校で学習や活動に取り組むうえで健康で安全な学習環境を整備し、就学条件を整えることも学校の教育活動を支える不可欠な仕事である。

の健康についての学習保障は、保健科の授業のみならず、学校におけるあらゆる保健活動を通して、からだや健康についての科学的認識を育て、保健の自治能力を育てることは、学校保健固有の機能である。

## 2. 養護教諭の役割

### ○養護とは

養護教諭の役割を規定する前に、「養護」とは何かについて簡潔に整理しておきたい。

「養護」はもともと教育学用語として使われ始めた言葉のようである。筆者の調べた限りでは\*7、1890年前後に、日本の教育学者が当時隆盛を極めたヘルバルト教育学の翻訳で *körper-pflege* の訳語として養護を充てたのが最初のものである。ただし、当時の同類の訳語として、養育、保育、保養、体育なども用いられており、養護だけが広く用いられたわけではない。当初は身体の保護と養育を合わせ持つ意味合いで用いられていたものがあるが、それがその後、養護学校や養護訓導などの名称として用いられるようになるまでの経緯は今のところ定かではない。ともあれ、ここで確認しておきたいことは、この語が「守ること(保護)」と「育てること(養育)」の両方の意味をもってい

ること、そして、もともと教育学用語(教育的営為をあらわす語)として登場した言葉であることである。

この「養護」の意味合いは、養護教諭の役割や仕事の特質を理解するうえで極めて重要である。子どもの健康を守ることは、養護教諭の仕事(役割)にとって第一義的な意味をもつが、養護という語意は、それにとどまらずに育てる役割を果たすことも求めている、と解することができる。しかも、守る仕事と育てる仕事は別個にあってその両方を担うというよりも、「守ること」と「育てること」を有機的に結び合わせる場所に養護の本質があり、子どもの健康を守る仕事のなかに育てることを自覚的に組み込むところに養護教諭の仕事の特質があるということが出来る。

この特質は、歴史的にみれば、明治末期から大正期にかけての学校看護婦としての出発の当初から備わっていたというよりも、その後、養護訓導を経て養護教諭へと制度的に変遷し、役割を発展させてくる過程でしだいに内実化(特質化)してきたものということができる。換言すれば、養護教諭の歴史は、守る仕事(看護)から出発して、それに育てる営み(養育)を自覚的に組み込み、それをより確かなもの(養護)に発展させてきた歩みであったといえる。

### 養護教諭の仕事の基本構造

先に、養護の本質が「守ることと育てることを有機的に結び合わせるところにある」と述べたが、この両者が縄のようにない合わされた状態が養護教諭の仕事(実践)の基本構造であるといえる。換言すれば、子どものからだや健康を直接的にケアする営み(守るすじ)と、子どもの認識や行動に働きかける営み(育てるすじ)が有機的に組み合わせられながら進められるのが、養護教諭の仕事に共通した特徴であるということが出来る。

さらに、養護教諭が子どもに直接働きかける実践を分析すると、その働きかけの作用(機能)をさらに次の3つの要素に分けてとらえることができる。

守る機能(子どもの健康を守る)

教える機能（健康について教える）

育てる機能（保健自治能力を育てる）

一つめは「守る」という機能である。いうまでもなく、子どものからだや健康を守ることは養護教諭にとって第一義的な意味を持つ機能である。これは学校看護婦として登場して以来、嘗々として受け継がれてきているものであり、この機能を果たさなければ養護教諭としての存在意義はない。

二つめの「教える」という機能は、子どもにからだや健康維持についての知識や技術を伝える機能のことをさす。これがなければ学校の固有の役割を果たすことにはならない。この教授機能は教科の専有物ではない。養護教諭が保健室で来室する子どもに対して個別に保健指導をしたり、保健行事・集会行事・ビデオ・放送・保健だより等を通して行う保健指導など、多様な教授活動を行っている。

三つめの「育てる」機能とは、健康にかかわる生活や行動のしかたの指導を通して、人格形成にかかわる働きかけをしている側面をとらえたものである。近年、この機能は養護教諭の果たす機能としてとても重要になっている。子どもたちの生活のある種の「くずれ」からくる身体不調の指導、言動の荒れた子への対応、不登校や保健室登校の子へのかかわりなど、この面での養護教諭の果たす役割は今日の学校では不可欠となっている。

以上の三つは、養護教諭の果たす機能としてそれぞれに軽重つけがたく、しかも重要なことはそれぞれの機能に対応した仕事は個々にあるのではなく、一つの仕事の中にこの三つの機能がない合わされて含み込まれている。そしてそれらは、実践場面においては、一般的に次の二つの過程に組み込まれている。

一つは「守りつつ育てる」過程であり、もう一つは「育てつつ守る」という過程である。前者は、直接的には「守る仕事」（ヘルスケアの活動）を優先・先行させつつ、そのプロセスに「育てる仕事」（認識や行動への働きかけ）を組み込んでいく過程をとる。後者は、子どもたちの認識や行動に直接働きかけて保健的能力を育て、それを通して子

どもたちの健康を守るという過程をとる。そしてこの両方の過程にそれぞれ「教える」機能が組み込まれている。

養護教諭の実践の中核的部分（子どもに直接働きかける実践）は、結局この二つの過程を通して子どもに健康に生きていく力（自分や仲間の健康を維持・発展させるために自ら努力したり、その条件を整えるために共同しあえる力（これを保健の自治能力と呼ぶことにする））を育てようとするものである。養護教諭の仕事を上のようにとらえると、その基本的役割は、子どもたちの心身の発育と健康維持への援助（ヘルスケア）を通して、子どもたちの人間的成長と保健自治能力の形成を促すことにあるということが出来る。

<注>

- \*1 鄭 松安『養生思想と教育的学校保健の成立』一橋大学社会学研究科博士論文 2001年
- \*2 堀尾氏は、この論稿を加筆してほぼそのまま『講座 日本の教育 第1巻 教育とはなにか』（新日本出版社 1976年）に収録し、当該箇所の福祉機能については、補注にそのまま転載されている。
- \*3 新村洋史は、「現代学校論への視覚と課題」『教育』1977年1月号で、堀尾の学校の福祉的機能を排除する「任務限定論」に対して疑問を提示している。
- \*4 拙著「学校の機能と学校保健」『子どもの健康と学校保健』学習研究社 1984年
- \*5 藤岡貞彦「解題」『宮原誠一教育論集 第1巻 教育と社会』国土社 1976年
- \*6 拙著「学校保健と養護の機能」『養護教諭実践論』青木書店 1985年
- \*7 拙著「学校保健史における養護概念」前掲書 6

(本稿の一部は、『教育』2002.1月号の拙稿の再掲である。)